

**那須塩原市立三島保育園
民営化に係る移管先事業者募集要項**

令和5年12月

那須塩原市

1 民営化の趣旨

(1)民営化の背景

全国で人口減少・少子高齢化が進む中、本市においても0歳から5歳までの就学前児童数が減少する一方で、保育園・認定こども園・地域型保育事業（以下「保育園等」という。）への入園児童数は増加傾向にあり、0・1・2歳児の保育ニーズが高くなっています。

これは、社会情勢の変化に伴う就労形態の多様化、女性の就業率の上昇などにより、保育需要が高まっていることが要因であり、少子化にあってもこの状況は当面継続すると考えられます。

就労形態やライフスタイルの多様化という社会背景のもと、保育園等では、延長保育、一時保育、休日保育など多様な保育ニーズへの対応が求められています。

(2)民営化の目的

市立保育園の民営化は、多様化する保育ニーズに対応するとともに、保育の質とサービスの向上を図ることを目的とします。

民営化する保育園では民間のノウハウを活かし、保護者ニーズに柔軟に対応したサービスの提供や延長保育・一時保育・休日保育などのサービス拡充を図ります。

加えて、民営化に併せ、移管先事業者による園舎の新築を行うことを基本とし、施設の老朽化対策と保育環境の改善を図っていくことも目的とします。

一方、民営化しない市立保育園では正職員を集約し、保育の提供体制の充実を図り、配慮が必要な児童の受入れや民間での運営が難しい地域での保育園運営などセーフティネットとしての役割を果たすことで、市全体の保育の質とサービスの向上に寄与するために実施するものです。

2 民営化の手法

(1)民営化の手法

民営化する手法は、民間事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や迅速性、市の財政的効果等を考慮し、移管先事業者が認可保育園として運営する「民設民営方式」とします。

(2)施設・用地等

施設（園舎）は移管先事業者が新築するものとします。保育園用地は、移管先事業者が用地を確保（借地含む）、または、市有地を貸与するものとします。

なお、備品等は、無償譲渡するものとします。ただし、情報関連機器（パソコン、プリンター、ソフト等）及び賃貸借契約により市が借り上げている物品については、譲渡対象から除きます。

3 移管保育園の概要

- 名称 那須塩原市立三島保育園
- 詳細は【別紙1 那須塩原市立三島保育園の概要】を参照してください。

4 民営化の時期

移管先事業者による「三島保育園」の開園は、令和8年4月1日とします。

5 新園舎の建築

令和6年度～令和7年度において、新園舎の建築を行うこととします。次のどちらかの計画を応募事業者が検討し、提案してください。

- ①三島地区内(三島、東三島、西三島)で事業者が確保できる用地での建替え計画
- ②市有地での建替え計画

新園舎の建築費用については、移管先事業者の負担となり、市が費用の一部を補助することになります。また、用地の確保費用については、移管先事業者の負担となり、市の補助はありません。※補助の内容は、【別紙2 補助の概要】のとおりです。

なお、民営化ガイドラインにおいて、事業者による用地の確保を原則としていることから、①の提案に対しては、保育園予定地が適地であり、適切な整備計画が立案されている場合には、一定の加点評価を行います。

【留意事項】

- ・①の場合における「用地の確保」は、借地も含まれますが、借地の場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号）」に記載の要件を満たしてください。
- ・②の市有地は、「西三島3丁目183-99(の一部)」です。
※所在は【別紙1 三島保育園の概要 「17 位置図」】をご確認ください。
- ②での提案をする場合は、令和6年3月上旬までに、市（保育課企画係）と協議をし、土地の詳細等（賃借料含む）を確認をした上で計画を立案してください。

6 多様な保育ニーズへの対応

移管先事業者による「三島保育園」の開園に合わせ、延長保育や一時保育、休日保育など多様な保育ニーズへの対応を行うものとします。具体的な保育サービスを応募事業者が検討し、提案してください。

なお、潜在的なニーズに対し不足が見込まれる「一時保育」「休日保育」「医療的ケア児保育」の実施の提案に対しては、提案内容の具体性や実現可能性等を踏まえ、一定の加点評価を行います。

- ※「地域子育て支援拠点事業」は、量の見込みに対し実施箇所を確保していることから、提案不要です。

7 応募資格

移管先事業者の応募資格は、令和5年4月1日現在、那須塩原市で保育園、認定こども園又は幼稚園を運営している次の法人とします。

■社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条の規定に基づく認可を受けた
社会福祉法人

■私立学校法（昭和24年法律第270号）第30条の規定に基づく認可を受けた
学校法人

8 移管条件

移管の条件は、【別紙3 移管条件】のとおりです。

9 移管先事業者の選定方法等

(1)移管先事業者の選定方法

移管先事業者の選定は、保育園の運営や経営に関する知識経験を有する「評価委員」の評価を参考に「選定委員会」が選定し、市長が決定します。

なお、応募者がいない場合やすべての応募者が移管先事業者として適当でないと判断した場合は、決定を行いません。

【参考】那須塩原市立保育園民営化に係る移管先候補者評価委員会条例

那須塩原市立保育園民営化に係る移管先事業者選定委員会設置要綱

(2)評価委員会の評価項目

評価委員会は、次の項目を重点に評価を行い、その結果を「選定委員会」に報告します。

■児童福祉の理念・公共性・公益性を持った法人であること。

■子ども本来の発達・育ちを重視し、子どもを中心とした保育の実施が見込めること。

■安定的な保育を継続するための職員配置及び職員が意欲を持って働ける取組が確保されること。

■保育園を運営するための財務基盤が安定していること。

■三島保育園における現行の保育内容や保育の質の維持・向上が見込めること。

■良質な保育環境を確保でき、適切な施設整備が見込めること。

■【別紙3 移管条件】を満たすことが見込めること。

(3)評価委員の評価方法

○ 評価委員は、書類審査、現地調査及び応募事業者のプレゼンテーションにより総合的に評価します。

○ プレゼンテーションは、主に次の内容について行っていただきます。

・ 応募の動機や目的

・ 法人の保育（教育）理念や基本方針、運営の考えや特色

- ・ 多様な保育ニーズへの対応
 - ・ 保育の質の向上
 - ・ 職員（保育士）の確保と育成
 - ・ 施設整備計画
- プレゼンテーションの実施時期は、令和6年7月中下旬の予定です。日程は応募事業者にお知らせします。
 - 応募事業者が運営する保育園、認定こども園又は幼稚園の運営状況について、現地調査を行います。日程は応募事業者にお知らせします。

(4)選定委員会

選定委員会の最終選定会議は、原則公開します。

選定結果については、令和6年8月下旬に公表する予定です。

10保育業務の引継ぎ

移管先事業者への引継ぎは、令和7年4月から令和8年3月までの1年間とし、引継ぎ方法は、【別紙3 移管条件】のとおりです。

引継ぎに伴う人件費等の経費は、移管先事業者の負担とします。

なお、移転新築に伴う協議は、移管先事業者が決定した後、適宜行います。

11募集期間

令和6年1月4日（木）～令和6年5月31日（金）※期限後の受付はしません。

12応募書類等

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ○三島保育園民営化に係る移管先事業者申込書（様式第1号） ○応募書類一覧表のとおり
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 提出書類はA4サイズで作成し、正本1部、副本12部を提出してください。 2 提出書類やプレゼンテーション資料等の作成に当たり、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、応募者の責任において処理してください。 3 応募申込書等の「様式」類について電子媒体が必要な場合は那須塩原市公式ホームページからダウンロードしてください。 4 「様式」類の書式変更等は差し控えてください。ただし、様式に記載しきれないときは、別様式での提出も可とします。 5 必要と認めるときは、追加資料等の提出を求めることがあります。 6 提出された書類は、個人の情報に関する部分を除き公開の対象として取り扱いますので、あらかじめ個人の特典ができる部分を隠してください。また、理由を問わず返却はしません。

提出先	那須塩原市あたご町2-3 那須塩原市子ども未来部 保育課 企画係 電話：0287-46-5535 電子メール：hoiku@city.nasushiobara.tochigi.jp
受付時間	午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝祭日を除く） ※提出に際しては、事前に連絡をしてください。
その他	事故防止のため、また、内容の聴き取り、書類の確認をするため、 郵送での提出は受け付けません。

13応募に当たっての注意事項

応募に当たっては、次の事項に注意してください。

- 本応募に関する一切の経費は、応募者の負担とします。
- 「募集要項」「移管条件」その他について質問があるときは、【質問書】を電子メールにより提出してください。回答は、対象事業者すべてに電子メールで送付します。**【質問書】の提出期限は、令和6年2月29日（木）です。**
- 応募意向があるときは、【応募意向届】を電子メールにより提出してください。
・**【応募意向届】の提出がない場合、応募を受け付けません。**
・**【応募意向届】の提出期限は、令和6年3月22日（金）です。**
- 提出書類に不備があるときは、応募期限までに再提出又は補正を求めることがありますので、早めに提出してください。
- 三島保育園を見学するときは、事前に保育課と協議してください。
- 移管先事業者として決定された場合、応募計画の変更を原則として認めません。サービスの向上につながるものや、施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、評価委員会の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議の上、認める場合があります。
- 国の保育園整備に係る補助金の改廃等があった場合には、今回の募集の中止も含めて、再度見直しを行います。また、審査の結果、移管先事業者として適当な事業者の選定がない、応募がない場合は募集条件等を見直し、新たな募集を行うことがあります。

14スケジュール

移管までの主なスケジュールは、次のとおりです。詳細については、その都度お知らせします。

時 期	内 容
令和5年12月19日	○募集要項説明会
令和6年 1月 4日	○募集開始
2月29日	○質問書提出期限
3月22日	○応募意向届提出期限
5月31日	○応募期限（応募書類提出期限）
6月～7月	○評価委員会 ・書類審査、現地調査、プレゼンテーション
令和6年 8月上旬	○選定委員会（公開）
8月中・下旬	○移管先事業者決定・公表
令和6年 9月	○三者（保護者、市、事業者）会議の開催
9月～	○保護者説明会の開催
12月～	○国庫補助金内示
令和7年 2月中下旬	●実施設計書（詳細設計）作成
3月～	●入札、契約、工事着工（約1年間）
4月 1日～	○引継ぎ開始（園長予定者は年間を通して引継ぎ）
令和8年 1月	●設置認可申請
令和8年 1月～3月	○合同保育（3ヶ月）
2月	●建築工事完了
2月～3月	●新園舎見学会
3月31日	○引継ぎ完了・市立三島保育園を廃止
令和8年 4月 1日	●移管先事業者による『三島保育園』開園
4月～	○定期的な三者会議の開催・市の指導監督

「●」は、事業者主催です。

※必要に応じて、随時三者会議や保護者説明会を開いて、保護者と協議する場を設けます。

**那須塩原市立三島保育園
民営化に係る移管先事業者募集要項**

〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2-3
那須塩原市 子ども未来部 保育課 企画係
TEL 0287-46-5535 FAX 0287-37-9156
市HP <https://www.city.nasushiobara.lg.jp/>
電子メール hoiku@city.nasushiobara.tochigi.jp